

# 令和5年度第18回庁議 議事要旨(記録)

開催日 令和5年10月30日 (月曜日)  
開催場所 市長公室  
開始時間 午前 9時00分  
終了時間 午前 9時40分

| 庁議内容 |                        |
|------|------------------------|
| 付議   | 1 「国立市地域公共交通計画」の策定について |
| 報告事項 | 2 子育て部分休暇の新設について       |

## 出席者(14名)

|                 |  |
|-----------------|--|
| 庁議メンバー<br>(14名) | 市長<br>副市長<br>教育長<br>政策経営部長<br>行政管理部長<br>健康福祉部長<br>地域包括ケア・健康づくり推進担当部長<br>子ども家庭部長<br>生活環境部長<br>都市整備部長<br>基盤整備担当部長<br>会計管理者<br>議会事務局長<br>教育部長 |
| 代理出席者<br>(0名)   |  |

|   |
|---|
| <b>【付議】</b><br>1. 「国立市地域公共交通計画」の策定について<br>説明員：道路交通課長<br><内容><br>(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)  |
| <b>【報告事項】</b><br>2. 子育て部分休暇の新設について<br>説明員：職員課長<br><内容><br>新設予定である子育て部分休暇の制度内容等について報告があった。 |

# 庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和5年10月30日開催）

付議事案名：「国立市地域公共交通計画」の策定について

提案課 都市整備部 道路交通課

## 議事要旨公開・時限非公開の別

- ①  決裁後公開します  
②  (庁議で集約) 後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

### 1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）  
国立市地域交通計画（任意の計画）が令和6年3月で10年の計画期間を迎える。計画期間の満了に伴い、次期計画の見直しを行わないものとするとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき国立市地域公共交通計画を策定することについて、庁内合意を得るため、庁議に付議する。

2. 経過及び現状  
令和2年度 11月に法改正が行われ、地域公共交通計画の策定が地方自治体の努力義務となった。  
令和5年度 他市の策定状況、策定の意義について改めて整理を行い、国立市地域公共交通計画を策定する方針とする。

3. 具体的な措置  
計画策定等のため、地域公共交通活性化協議会を設置する条例案を令和6年第1回定例会に提案し、同協議会で審議を行っていく。また、併せて、庁内検討会を設置し、計画内容の検討を進めていく。令和6年度4月頃から庁内検討会で議論を開始し、令和7年度中に計画を策定する。

### 2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。ただし、指示のあった事項については調整する。

### 3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑等】

- ・ 庁内検討委員会の役割は。  
→ 地域交通計画の評価、課題の抽出、地域公共交通計画策定に向けた意見聴取等を行いたい。
- ・ 計画策定にここまで時間がかかるのか、  
→ 事業者との合意形成に時間を要する見込み。
- ・ 地域公共交通計画策定と、コミュニティバスのルートの変更は一体的に議論されるものか。  
→ コミュニティバスのルート変更について、必要があれば地域公共交通計画策定後に実施することを想定している。

【指示事項】

- ・ 設置する附属機関と庁内検討委員会の役割を明確にすること。
- ・ 地域交通計画との違いや、福祉交通の課題への対応等、地域公共交通計画の具体的な中身について説明すること。